※市外在住者用 令和8年度保育所等利用申込に係るチェックシート(重要事項確認票)

以下の確認項目の内容(表面・裏面)は保育所等利用申込にあたり特に重要なことです。該当する事項をよく読み、ご確認のうえ、裏面にある「保護者署名欄」に署名して下さい。

記入後は、利用申込書類と併せてご提出ください。利用申込をするお子さん1人につき1枚の提出が必要となります。

A【利用希望月の前月末日までに川口市に転入し、川口市民として利用する予定のかた】又はB【川口市に転入予定がなく、お住まいの市外住所からの通園を希望するかた】が市外在住者として申込できます。

	確認項目
1	利用申込の受付方法について、A【利用希望月の前月末日までに川口市に転入し、川口市民として利用する予定のかた】(以下、A)は川口市保育幼稚園課(以下、川口市)が受付先です。郵送又は窓口にて受付します。但し、4月1次申込は、郵送と一斉受付会場での受付に限ります。B【川口市に転入予定がなく、お住まいの市外住所からの通園を希望するかた】(以下、B)はお住まいの市区町村の保育担当課が受付先です。
2	A のみ該当 利用申込に係る書類を提出する場合、各月の利用申込締切日までに提出してください(当日川口市必着)。期限後に到着した場合は、次回以降の利用調整の対象となります。
3	利用申込に係る不足書類を提出する場合は、各月不備書類提出締切日までに提出してください(当日必着)。不足書類の提出がない場合は、入所選考の対象外となります。なお、期限後に不足書類が提出された場合は、次回以降の利用調整の対象となります。 【不備書類提出締切日】4月1次:令和7年11月19日(水) 4月2次以降:利用申込締切日 ※利用申込に必要となる書類については「保育施設利用のご案内」にてご確認ください。
4	利用申込後に家庭の状況に変更(勤務先や勤務時間の変更、退職、離婚、子の出生を含む同居者の増減等)があった場合は、選考指数の見直しが必要となる場合がありますので、速やかに保育幼稚園課にご連絡ください。入所時点において、利用申込書に記載された、保育所等の利用を必要とする理由と異なる場合(就労で申込みを行ったが、退職し入所時点で求職活動となった場合など)は、原則退所となります。また、入所選考の公平性の観点から、利用申込時に提出した就労証明書に記載されている就労状況を入所後も一定期間継続することをお願いしています。
5	入所選考により内定した時点では、保育施設の利用は決定していません。利用予定の保育施設で実施する内定者面接において、当該保育施設での保育が可能と判断された場合に利用が決定となります。面接締切日までに面接を受けなかった場合は、内定を取り消します。また、面接はお子さんの参加が必須となります。 【面接締切日】4月1次:令和8年1月30日(金) 4月2次:令和8年3月12日(木) ※5月以降の面接締切日、面接の詳細については、「保育施設利用のご案内」にてご確認ください。 ※リモート面接は不可です。遠隔地にお住まいのかたも必ず面接締切日までに面接を受けてください。
6	令和8年4月~令和9年3月の保育施設の利用が保留となった場合の利用申込の取扱いについては、令和8年度(令和9年3月)の利用調整まで有効となります。(Aのみ該当く転入後本申込>を行わなかった場合を除く)。令和8年度中に利用申込の取下げを希望する場合は、速やかにAは川口市に、Bはお住まいの市区町村にご連絡ください。
7	保育施設入所後に職場復帰しその後、次子の産前休業に入り、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業中も利用を継続できます。※Bの場合は継続できない可能性がありますので必ずご相談ください。 出産予定日により申込の方法が変わることがありますので、出産を予定しているかたにつきましては、保育幼稚園課までご相談いただき、申込みください。
8	保育施設入所当初月から長期欠席する場合は、原則、入所を辞退(入所中の場合は退所)していただきます。実態として利用(登園) することが可能となる翌月1日からの利用申込をお願いします。やむを得ない事情がある場合は、事前に保育幼稚園課あてご相談ください。
9	【利用者負担(保育料)について】 A:市区町村民税未申告の場合やその他必要書類の未提出等の理由により、市区町村民税額が確認できない場合、最高額(第14階層)での決定となります。 保護者が市区町村民税非課税の場合で、父母以外の保護者(祖父母)が「家計の主宰者」と判断される場合は、そのかたの市区町村民税額を含めて利用者負担(保育料)を算定します。 B:お住まいの市区町村での決定となります。
10	【出産予定のお子さんの利用申込を行った方のみ該当】(4月申込のかたのみ該当) 利用申込時点では「仮申込」となり、出生後に「本申込」を行った時点で利用申込完了となりますので、A は出生後、速やかに出生届を提出した証明(母子健康手帳の「出生届出済証明」の写し等)を川口市に提出してください。B はお住まいの市区町村に出生届を提出した旨の連絡をし、お住まいの市区町村から川口市に連絡を入れていただく必要があります。 令和8年2月18日(水) までに川口市に書類の提出、ご連絡がない場合、利用申込は無効(取下げ)となります。 ※選考結果が出ていても、川口市へ出生に伴う書類の提出・ご連絡を受けるまでは、結果についての書類の発送、お住まいの市区町村への連絡ができません。

				確	認	項				
11	令和7年度の 令和7年度 令和8年度の 引き続き令	入所が先に決定し の入所が決定した 入所が先に決定し 和7年度の希望施	た場合 こ時点で令和8年 た場合 諒設で選考を行い	平度の利用申込(ま 自動的 3年度で	的に取 つ で利用力	目申込のかたのみ該当) (下げ)となります。 が決定している施設より、令和8年度の希望順位において を発現する場合は東郊にできなください。	下位		
12	【保育施設の 利用開始月 所していただ	施設は、自動的に削除いたします(希望順位に関わらず利用調整を希望する場合は事前にご連絡ください)。 日の利用開始時点で育児休業又は産前産後休業を取得しており、復帰を目的として利用申込をされたかたのみ該当】 16月の翌月15日までに職場復帰したうえで、「就労証明書」を提出してください。期限以内に就労を開始しなかった場合は、退 日本である。 15世ではます。 15世では、15世には、								
13	利用希望期 いただきます	を理由に利用申込をされたかたのみ該当】 間に入所できなかった場合は、利用申込を取り下げます。また、入所できた場合も、 保育施設の利用期間終了後は退所して で、その後も保育施設の利用を希望する場合は、一度退所届を提出した後に、改めて利用申込をする必要があります。なお、 でいただいても、利用調整結果により、希望する園に入所できない場合があります。								
14	利用開始日	由に利用申込をさ から起算して9C てください。 <u>就学</u>	日が経過する日	が属する月のま	た日まて	こに基準	準以上(月64時間以上)の就労を開始したうえで「就労 <u>きます。</u>	証明		
15	保育施設の連絡するか取消しとなく転入後本を送付する	、窓口に来庁し、 ります。<転入後	0らず、 <u>必ず利用</u> 改めて利用申込 を申込>につい でされるまでは川 が。	<転入後本申込 す、「保育施設 □市から「保育	2>を行 利用の 育所利用	うってく ご案内 ₋ 1承諾通	転入の手続き(住民票の異動を含む)をしたうえで、川口 ください。手続きを行わなかった場合は、 <u>内定及び利用申</u> 3」を確認してください。 通知書」「利用の要請決定通知書」「保育所等利用保留通知 &いません。	<u>込が</u>		
16							9年3月)までとなります。翌年度以降も入所を継続希望 きない場合があります。	の場		
17	保育所等の 関する申出書 なるものでは た場合でも、 でに申込を取 利用内定した	(Aかつ、育児休業延長の許容できるかたのみ該当) 保育所等の申込において育児休業の延長を許容できるため、他の申込者を優先することを同意される場合には、育児休業延長の許容にはる申出書を提出いただくことにより、選考指数を200点減算させていただきます。ただし、これは必ずしも利用保留(不承諾)といるものではなく、減点後の指数で利用選考を行った結果、希望した保育施設に空きがある場合は利用内定となります。利用保留となった場合でも、翌月以降(4月1次申込の場合は4月2次以降)も利用調整は行われます。申込が不要になったかたは次回の申込締切日までに申込を取り下げてください。 旧内定した施設を辞退し、申込を取り下げした場合は、保育所等利用保留通知書は発行されません。また、育児休業延長を許容できななった場合には、申込締切日までに保育幼稚園課へ申込内容変更届を提出する必要があります。								
18	【Aかつ、育児休業給付金の期間延長を検討しているかたのみ該当】 入所選考により内定した保育施設を辞退した場合や、申込みをした保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっている場合、育児休業給付金の期間延長を受けられない可能性があります。 また、育児休業給付金の支給延長手続きに、保育所等利用申込書などの書類が必要となりますので、保育幼稚園課へ提出する前に、ご自身で申込関係書類の写しをお取りいただき、お申込みください。 育児休業給付金の支給期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお尋ねください。									
A は以下もご記入ください。※現に川口市内に居住しているかたと同居予定の場合もご記入をお願いします。 (例) 母の実家に引っ越す等										
転入予定日		令和	年	月	В					
転入(同居) 先住 所		川口市								
転入後同居世帯員 ※全員			リガナ、生年月 <u>酸 S60.11.10</u>		本人と	して、	本人からみた続柄」を本人含めて全員分記入してください	, \ _o		

このチェックシート(重要事項確認票)に記載されている内容について確認、承諾したうえで保育所等の利用申込を行います。 ※署名をもって該当する事項についてすべて確認したとみなします。